

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会（第2回）

議 事 要 旨

1 開催日時：令和6年5月8日（水）14:00～14:30

2 開催場所：WEB会議

3 議題

- ・共通化・デジタル化に係る検討の考え方について

4 議事概要

- ・事務局から資料（共通化・デジタル化に係る検討の考え方）に沿って説明。その後、検討の指針となる考え方について、各構成員と意見交換を行った。

【意見交換】 ○構成員、●総務省

- 審査体制の共同化について、全国単位での共同受付にはどのような課題があるのか。
- 約1,800の地方公共団体の共同受付体制を整備するに当たって、個々の市町村や都道府県の意見を集約できるかが課題となるのではないかと考えている。
- 共同受付について、都道府県単位で進める方法は、都道府県ごとに進捗に差が出るのではないかと。事業者の事務負担を軽減する観点からは、全国一律で、既存の国のシステムを活用する方法や地方公共団体独自の共通システムを整備する方法をとるべきではないかと。その際、国のシステムを活用する方法が最も早期に実現可能ではないかと。
- 本検討会では、入札参加資格審査のデジタル化について議論するのか、それとも、調達関連手続全体のデジタル化についてまで議論していくのか。
- まず、入札参加資格審査申請について検討していくが、中長期的には調達関連手続全体の共通化・デジタル化についてまで視野に入れて検討することになると考えている。
- 各地方公共団体において、地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる要件以外の要件に関する申請項目や必要書類の提出を求めているが、これらの申請項目等を削らない限りは、共通化が難しいのではないかと。項目を少なくすれば、全国的な共通化もしやすくなるのではないかと。
- 地方公共団体においては、入札参加資格審査の段階で地域の実情に応じた申請項目等を設ける必要があるという意見もあることから、そのバランスをどうとっていくか。部会において、各地方公共団体が必要とする申請項目等を共通化しつつ、事業者の事務負担を軽減する観点から、必要最小限に絞り込んでいくことについて、議論進めていきたい。

- 申請項目等を共通化することについては、他の地方公共団体との調整が難しいが、事業者にとっては、一度の申請で複数の団体に対して入札参加資格審査を申請できるようになる点で非常に利便性が高い。このため、全国単位で共通化してほしいという意見もあるが、他方で特定の団体にだけ申請できれば良いという事業者も多い。共通化を進めるに当たっては、技術的な助言ではなく、法令で定めてもらえると、動きがとりやすい。
- 指名競争入札を行っている地方公共団体においては、指名先事業者の選定に使用するため、様々な実績や調書等の提出を求めている。広域での共同受付体制を構築するに当たって、これらの様々な実績や調書等の書類を削減することが一番の課題だった。全国単位で共通化を行うためには、入札参加資格審査申請以降の手続も含めて考える必要がある。入札参加資格審査という入り口の部分だけを変えようとするのは難しい。電子入札システム、電子契約管理システムなども考えなくてはならない。
- 地方公共団体ごとの個別審査が残るのであれば、それをまとめるという意味で都道府県単位の横展開を図る方法のほうがイメージしやすい。全国共通にするとすると、調整が相当難しい。